

## 様式第 2（第 5 条関係）

### 会議録

#### 1 附属機関の名称

犬山市特別支援教育連絡協議会

#### 2 開催日時

令和 4 年 3 月 1 日（火） 午前 10 時から 11 時 30 分まで

#### 3 開催場所

市役所 4 階 401 会議室

#### 4 出席した者の氏名 犬山市特別支援教育連絡協議会

- (1) 委員 岩田吉生、梶田真琴、小竹摩記、勝村偉公朗、千田憲義、水野雄介、永濱奈穂、高見順子、大島奈保美、鈴木努、後藤まゆみ、瀬瀬由美子、長谷川誠、
- (2) 事務局 加藤学校教育課指導主事、阪下学校教育課主任主査

#### 5 協議事項

「犬山市立小中学校における児童生徒への介助実施要綱」改正について

#### 6 会議の公開非公開

公開

#### 7 内容

##### 1 あいさつ

事務局：

ただいまから、令和 3 年度第 2 回犬山市特別支援教育連絡協議会を行います。本来であれば滝教育長がご挨拶をするところですが他の公務に出ているため、省略させていただきます。

##### 2 協議

本協議会は、犬山市教育委員会の附属機関として設置をして、市内の特別支援教育を推進するために必要な事項を協議、調査することを目的としております。この会議は犬山市特別支援教育連絡協議会規則に基づき、運営して参ります。また、附属機関の会議は公開とし、傍聴が可能になります。

本日は傍聴人の出席はいません。

また会議録は、附属機関の長が指定したもの 2 人以上の署名をし、市のホームページへ掲載いたしますので、ご承知おきください。よろしく願いいたします。それでは協議事項に入ります。

議事進行につきましては、小竹会長にお願いいたします。

会長：

規則に基づき私が議事進行をさせていただきますので、委員の皆様、ご協力をよろしくお願いいたします。まずは先ほど事務局より説明のあった会議録の署名は、会長の私と勝村副会長でお願いします。それでは協議事項（１）、前回の協議内容と結果及び（２）本人の状況把握資料について、事務局お願いします。

事務局：

資料１をご覧ください。第１回犬山市特別支援教育連絡協議会の資料になります。前回、介助員の実施要綱の改正ということで、改正点について皆さんにご意見ご協議をいただきました。

改正点の１つ目、設置の審査を教育委員会だけでなく、教育支援委員会でご協議いただくこと。２つ目として、対象児童生徒の状況把握を、現在は園訪問や学校からの聞き取りで１人が行っているものを、教育支援委員会の委員による面談を加えること。改正案を事務局より提案をし、協議いただきました。

前回の会議録を添付しています。全て読み上げることは時間の都合上いたしません。会議録の５ページ目、ここで設置の方法の改正案について、皆さんに、全員異議なしということで、ご意見いただきましたので、改正案の１つ目、設置の審査について教育支援委員会で協議するという進めていきます。

改正案の２つ目で、対象児童生徒の状況把握ということで、資料２枚目にあります記録表、こちらが園訪問等で使っている様式になりまして、これを基に、教育支援委員会で、介助員の有無の必要性についてご協議いただくということで提案させていただいたところ、これだけでは情報が分かりにくい、本人の状況が十分に分からないというご意見をいただきました。

あわせて聞き取りを、本人、保護者だけではなくて、学校や園という、日頃から本人をよく見ている機関からも聞き取りをして欲しいというご意見がありました。

委員の意見から、記録票のみでは、本人の状況把握が十分できないと事務局で判断しました。本人の状況をより把握するため、補足資料という形で、本人の状況がわかる資料を添付し、介助員の設置について協議いただく予定です。

ただ、協議のための資料を新たに作るというのは、日頃、支援していただいている園や学校の負担になるので、極力今ある既存の資料を使えないか、使った方がいいのではないかとご意見がありましたので、現在本人の状況把握資料を準備いたしました。それが資料２です。３種類ありまして、右上に、１番、２番、３番と記してありますので順に説明します。

１番目、①と書いてあるものですが、こちらは市内の子ども未来園の加配保育士の設置を審査する「犬山市保育支援委員会」の資料になります。３枚ありまして、１ページ目が、保育支援対象児童観察記録表となっています。こちらは、審査委員が、当日、本人を見て作成します。

２ページ目が、保育支援対象児童日常記録表で、園が作成します。園が日頃見ている状況をここにまとめて、所見を記入します。

３ページ目、保護者への質問票で、新入園児の場合、園での生活をしていないため、保護者から聞き取って作成します。

１ページ目と２ページ目、または３ページ目どちらかの２種類の審査資料を基に、加配保育士の設置について審査会を行っています。

２番目、②と書いてあるものですが、こちらは個別教育支援計画あゆみです。これは犬山市で使っているものになりますが、個別な支援が必要な幼児、児童、生徒に関わる様々な関係者が、子供の実態や教育的な支援目標、内容等の情報

を共有し、適切な支援を行うためのものです。これは市内のこすもす園の在園児や、子ども未来園に在園し、支援を必要とする園児の保護者へ作成を働きかけ、理解を得られた保護者と一緒に作成します。入学後は、保護者と担任が定期的に懇談し、毎年作成します。入学前に未作成の児童生徒は、学校から作成を働きかけています。

3番目、③と書いてあるものですが、個別の教育支援計画ということで、小特別支援学校さんで使用している様式になります。

以上になります。

会長：

前回の協議会で介助員設置の要否について、教育支援委員会に諮ることを、承認しました。その上で、教育支援委員会で協議するにあたり、本人状況が詳しくわかる資料が必要ということと、日頃本人が在籍する園や学校での聞き取りが必要との意見がありました。その意見を踏まえ、本人の状況把握資料について、現在園や学校で使用している資料の説明がありました。

初めてご覧いただく様式もあるので、少し時間をとります。目を通してください。資料確認後、教育支援委員会での協議に、どの様式を利用するか、事務局案を提案いたしますので皆様ご意見をいただきたく思います。よろしくお願ひいたします。時間3分程取ります。お願いします。

会長：

よろしいでしょうか。それでは、様式につきまして関係部局の方から少し説明をいただきたいと思います。

まず、様式の1番、犬山市保育支援委員会について、審査委員であるこすもす園の後藤委員お願いします。

後藤委員：

1枚目の保育支援対象児童観察記録表は、初めてそのお子さんを見る委員、2名から3名が、その時30分程度ですが、お子さんを観察する中で、この5領域に分かれたところに箇条書きのような形で、簡単にその時見たまを客観的に書くようにしています。その後、書ききれなかった部分や、こういうところが望ましいというふうに、委員で話し合ったものを所見に載せています。

2枚目は、日頃過ごす園の担当の職員が、同じように5領域に分けて、日々過ごしている姿を書いて、そして、成育歴は、もともと聞き取っていたところを書き留めています。園として、加配が望ましいと思う点をここに所見で載せています。

3枚目は、新入園児のお子さんのお子さんのみの資料となりまして、1番は保護者の方にお子さんの成育歴についてお尋ねし書いていただいて、2番から4番は聞き取った内容を記述します。それぞれ書き方は統一し、見やすいようにということで、12ポイントで書くとか、そういう決まりごとを決めて、審査会当日の何十人と短い時間で審査をするため、見やすくしています。以上です。

会長：

ありがとうございました。様式2はあゆみということで、市内小中学校の運用方法も含めて、城東小学校の大島委員、お願いします。

大島委員：

城東小学校の特別支援学級担任しております大島です。あゆみにつきましては、特別支援学級に入級して来るほとんどのお子さんが入学の段階で持って来

ます。この子の入学前の様子、成育歴が全て書かれておりますので、その子の事を大変詳しく知ることができます。さらに、小学校のものです。が、入学前の園での様子も、このように1年間2ページに詳細に、保護者と指導者と両方の手によって書かれているもので、本当にどんなふう成長してきたかということが、大変よく分かります。また、医療機関とか相談機関での検査結果とか、診断の様子記録がされておりますので、こんなものもサポートの手がかりを得ることができています。

このあゆみを活用することによって、現在の目の前にいるお子さんの様子からだけではなく、成長して来た過程を知った上で、保護者の願いとか、ご家族の考えも記されておりますので、それを受け取りながら支援計画を立てていくということで、現場で大変役に立てているものであります。以上です。

会長：

続きまして、様式3は小牧特別支援学校で使用しているとのことですので、小牧特別支援学校の梶田委員、お願いします。

梶田委員：

本校の個別の教育支援計画になりまして、本校に入学転入学するお子さんについては、全てこちらの様式を作成しております。

本校は特別支援学校の中でも肢体不自由の特別支援学校ですので、分かりやすく、あまり文字が多くなならない、簡潔に分かる内容ということで、健康面、生活面、身体面、学習面のコミュニケーション、社会性というところで分けた状態で、パッと見て分かりやすい、その子の実態が大まかに把握できるような様式というところで現在こちらを使用しております。

ただ、お子さんによっては、健康面のところにありますようにアレルギーのあるお子さん、医療的ケアが必要なお子さんというお子さんもいらっしゃいますので、そういった子達については、それらについて、具体的な資料が別途あります。

学習面につきましても、この次の段階といいますか、教育の内容、目標等が記載される個別の指導計画といったものも、一人一人必ず作成をしておりますので、これはそのお子さんの概要が分かるものというものになります。

裏面を見ていただきますと、最初の所で、本人、保護者の願い、展望というところで、これは毎年懇談を行っておりますので、随時更新をしていかれるものになります。希望進路についても同様です。

それを受けまして、その1年間どのような目標を立てて、短期的にどういうことに取り組んでいくかという目標を立てていくというものになりますが、本校では年間3回の懇談会を実施しておりますので、4月初旬は保護者の願いや、こちらが考えている目標等についての確認をし、具体的な取り組みについても確認をした上で取り組み、中期の10月頃に1度中間というところで評価をしていきます。

今期のところの目標と再度見直しをしまして最後の3月に懇談会、次年度に向けてというところで、保護者との、そういったところを共有するための資料という意味合いと、職員間で共有するための資料です。

卒業生につきましては、こちらの教育支援計画を、保護者の方に配布いたしますので、進路先へ保護者の方が持って行かれて、資料として引継ぎをしていく、そういった状況になります。以上です。

会長：

ありがとうございました。様式の内容について、その他確認したいこと等は

ございませんでしょうか。

会長：

それでは、私から質問ですが、様式2のあゆみについて、現在、介助員の対象となる児童は作成していますでしょうか。

事務局：

介助員の対象となる児童生徒は、現在7名おりまして、全員作成をしています。あゆみにつきましては、支援が必要なお子さんには必ず作るということで、通常学級であっても、作るということです。通級指導に通っている児童生徒も同様で、特別支援学級に在籍している児童生徒につきましては、全員作成しています。

会長：

ありがとうございます。その他ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。では、どの様式を利用するかも含めて、協議事項(3)介助員の流れについて、事務局お願いします。

事務局：

資料3をご覧ください。

介助員設置までの流れについて、まず現行から説明します。学校長から申請書を市教委に提出し、その後、市で園訪問や学校からの聞き取り、状況観察を先ほどの記録表というもので行い、その後、設置を決め市教委から学校長に決定通知を行うという流れです。

改正案については、ここに教育支援委員会の協議を加えます。申請書を学校長から提出することは変わりませんが、提出後に、教育支援委員による状況観察と、併せて在籍する園や学校からも本人資料を提出し、それを基に教育支援委員会にて協議を行うということで考えています。

様式第1が介助で配置支援申請書になり、様式第2と様式第3、こちらが教育支援委員会での状況観察を行うものとして考えています。この様式第3については、先ほどの資料2、犬山市保育支援委員会の様式を、介助員の設置協議用にしてあります。この2と3を教育支援委員で記録します。様式第4、対象児童日常記録表は、在籍する園や学校に作成していただいて、この様式2から様式4の3種類の資料を基に、教育支援委員会で協議をすることを、事務局案として考えています。

様式2は、介助員設置協議資料ということで、本人の状況をまとめた資料をもとに、本人の状況がよりわかるような補足資料として、様式第3、第4を活用し、本人のイメージを深めていただいた上で、介助員設置について諮りたいと考えています。

会長：

改正案では、介助員設置協議資料様式2を基本に、補足資料として様式3と様式4を使用するとのこと。先ほどの資料2で示した資料のうち、①の犬山市保育支援委員会資料を使用するというので、いいですね。

事務局としてそのように判断した理由について説明をお願いします。

事務局：

最後につけました介助員の実施要綱をご覧ください。

こちらの、1ページ目の第3条に、対象者ということで介助員の対象者をこ

ここで示しています。介助の対象となるものは、身体障害者福祉法第15条に基づく身体障害者手帳もしくは愛知県療育手帳制度要綱に基づく療育手帳の交付を受けたもの及び重度の疾病を有する者のうち、次の各項のいずれにも該当する児童生徒ということで、(1)移動、食事、排泄等において専門的知識や技能を有しない範囲の介助が必要である。(2)介助が長期間に渡り必要であり、かつ身体が安定している者。ということで、対象者として、この移動、食事、排泄で、介助が必要であると認める者ということなので、あくまでも本人の自立がどこまでできているかというところ、どこまでそこに支援が必要かということ、この介助員の設置では必要としています。

そういった意味では、犬山市保育支援委員会の資料が簡潔で分かりやすいと判断しました。また、記入する情報が限られているので、今後、学校等で作成をするにあたって、そこまで負担が大きくないのではないかと考えてみました。

実際に、昨年度から介助員の日数を増やしましたが、介助員と学校とが年に1回、2回は支援会議を行うための日数を追加しています。そういった支援会議をするにあたって、本人の状況把握をするためにこの資料を使っただいことを考えています。例えば、介助員さんに作成してもらい、その状況を基に年に1回か2回、学校と情報共有に活用できたらと思っています。

その時点で書いていただいて、前回からの比較等もしていただいた上で、現状はどうで、この介助員の設置が必要かどうかということ、まず学校で判断していただく資料にもできるということ、事務局案として提案します。

会長：

ありがとうございました。何か質問やご意見等、ありませんでしょうか。

介助員をつける時にも、この資料、様式第3というものに記入してもらってそれでという事になりますよね。介助員設置後も、学校の中での情報共有をするのに、前期後期に1回ずつとかそんな感じで書いてもらって、支援会議資料にするということでもいいのですか。

事務局：

そうです。それを基に、介助員審査のための資料を提出していただければ、学校現場として負担は少ないと思います。また、学校として、もう少し補足したいことがあれば、それも追加して審査資料として出していただくことを考えています。

岩田委員：

資料を拝見させていただきました。参考になる資料が、やはり知的障害のあるお子さんですとか自閉症の子供さんを中心とした記録表となっているという点が気になります。実際には肢体不自由のお子さんを想定した介助員の配置基準の検討が進めると思います。

また、お話を聞いていて思ったのは、例えば幼稚園、保育園で学んでいった子供が、小学校に入る段階で介助員が必要かを審査するというのであれば、ぜひ就学前の園でどのような介助が行われていたかという状況も、記録として記載されていたほうが良いと思いました。

実際に介助員がいるところでの支援、もしくは園の先生が介助しているという実績があった方が、小学校に上がった段階で介助員を付けるか付けないかというところの判断材料になるのかなと思いました。

また、小学校に上がった後でも、例えば介助員がいないところで、先生が少

しの時間を工夫して介助していましたというような実績があったほうが、本人の状況はより具体的になり、教育委員会としても判断しやすいと思いました。

事務局：

岩田委員が言われるのは、介助の時間的なものということですか。

岩田委員：

どのような場面でどのような支援したか、常時誰がどのような支援をしているか、といった内容を決めて、必ず所見に書くとか、ルールを決めた方がいいと思いました。

事務局：

本人の状況だけではなくて、日頃からどのような支援を受けてその上での状態が分かったほうがいいという事でよろしかったですか。

岩田委員：

はい、そのとおりです。

会長：

何かご意見ございませんか。千田委員何かございませんか。

千田委員：

保護者の方が、介助の内容だとかそんなことを十分知った上で、あゆみのように、我々と介助員、保護者が十分ご理解を得た上で、成長の記録が十分、親の納得とともに残されていくようなものが望ましいのかなというふうに思います。

会長：

介助員がその都度、年に2回でも記入してそれを積み重ねていくということで成長も分かってきますし、保護者との話もお伝えしやすいと思います。

一つ私のほうからいいですか。

ある学校は、比較的簡潔に書く、ある学校はすごく詳細に書くというような学校又は介助員により差異が生じるとは思いますが、あまり差異があるのはどうかとは思いますが。1人のお子さんに対して1人の介助員なので、記録としては問題ないかもしれないが、設置が不可となると学校側も保護者の方としても、納得いかないとなる可能性があると思います。いかがでしょうか。

事務局：

岩田委員や会長のご意見について、梶田委員にお聞きします。

先生方が書くための何かその共通するやり方とか、書き方の統一などやっているのですか。アレルギー有無のように回答が選択で答える項目については皆さん記入されると思いますが、留意点とか配慮事項は、先生の聞きとり方によって、幅が結構広がるのが考えられます。

保護者の方はたくさんお話をされるとと思いますが、端的に、集約するように統一していますか。

梶田委員：

保護者の確認をしながらですけれども、最終的には担任が作成していくことになります。学校生活の中で必要だというふうに判断をしたことは記載します。もちろん保護者によっては是非これをとということがあると記載する可能性はあ

ります。担任の後に、教務主任が確認し、その後、部の主事が確認をするので、その段階で精査されることもあります。

余りにも字が多くなってしまうと、共有する資料としては、なかなか使いにくいというところもありますし、先ほどお話にありましたが、例えばアレルギーについてアレルギーがあるお子さんについては、詳細な資料が別途ありますので、これについてはできるだけ細かいところは掲載しないというか、お子さんの概要が見てわかるものという認識で学校は作っています。聞き取りをする担任によって多少のずれが出てきてしまうところがありますが、その辺は、教務主任、主事のところである程度精査をするといった対応になってきていると思います。

事務局：

ありがとうございます。

後藤委員、犬山市保育支援委員会の資料作成で、先ほど12ポイントで見やすくするというルールがあるとのことでしたが、他に何かルールはありますか。

後藤委員：

そうですね。面談する委員は、いろんな障害をもつ子どもを見ているので、推測をすることもありますが、客観的な見方をして書くようにしています。

日常記録を書く、園側は分かりやすく簡潔にというのが、一つルールになっています。文章で長くなってしまうことがあるため、園長や主任と確認をして皆で見やすいものになっているか、分かりやすくなっているかを確認しています。

事務局：

先ほど岩田委員のお話にもありましたように、書き方で、日常どのような介護、介助がどの場面でされているかも踏まえ、小竹会長の学校によって情報が、多かたり少なかりで、それを基に審査となると、教育支援委員会の委員が困るという指摘がありました。

ご指摘の通りだと思いますので、実際に介助員に書いていただいて、ある程度統一が必要になると思いました。

この点については、次年度、一度現場の方に書いていただいて、進めていきたいと思います。

会長：

その他、何かご意見、質問等ございませんでしょうか。鈴木委員、何かございませんか。

鈴木委員：

一つ、この対象児童観察記録のほうですけど、特に一番必要になってくるのは入学時、年長さんだと思います。この観察はいつやるのか。あと市内は比較的实施しやすいと思いますが、市外から転入してくる子どもや、外国から来られる子どもには、どのようにされるのか教えてください。

事務局：

幼稚園の状況を確認させてください。高見委員、幼稚園に記録はありますか。

高見委員：

要録等の記録を作成しています。

事務局：

鈴木委員がおっしゃられたのは、今、園訪問を未来センターで一緒に行っているが、市外の園でも、支援が必要なお子さんがたくさんいて、介助員がつく可能性が高いお子さんもいらっしゃいますので、そういうお子さんことをイメージされていると思います。

園訪問にご協力いただいている園については、主旨を説明し、後日、ご協力をいただくように話をすることで対応いたします。

鈴木委員：

観察は、園訪問の時にするということですか。

事務局：

園訪問はあくまでも、就学先の支援が必要な子の状況を観察し、園と学校が情報共有するために行いますので、さらに介助員の設置ということになると、主旨がぼやけてしまいますし、園訪問の時点では就学先も決まっていないことが多いため、改めてお願いすることになると思います。

就学先の協議は11月に教育支援委員会で行っていますが、その段階で、多くの保護者は就学先を決めているため、実際に犬山市の小中学校に進学することが分かります。その上で学校が本人の状況を把握し、介助員が必要かどうかということを検討し、犬山市へ配置の申請を出すという流れになっています。

この点から、介助員設置の協議はその後になると考えています。

鈴木委員：

12月以降では予算上、決まっているかと思いますが、本当に介助が必要だ、介助員を増やして欲しいというのは、その段階では間に合いますか。

事務局：

去年・今年とこの協議会で、介助員の設置要綱の改正をお願いしているのは、犬山市内の小中学校に支援が必要なお子さんが多く入学しているという現状があります。毎年予算要望は事務局から行っており、基本的に必要なお子さんには、介助員をつける方向で、市としては考えています。

ただ、人材確保については、確保が難しいのが現状です。

介助員の雇用は、ここ数年、ハローワークや広報等で広く募集をかけて、やっと確保できている状況です。

人材確保が難しいことは今後も課題だと思えますが、市としては必要なお子さんについてはつけたいという方向で考えています。ただその必要かどうかというところを、今まで市の教育委員会だけで判断していたため、教育支援委員会にて、協議いただき、介助員の配置に繋げていくということで考えています。

会長：

よろしいですか。他はございませんか。

副会長：

学校長から申請書を出すということは、絶対必要だから出すわけであって、どちらでもいいから出すわけではないと思います。必要だから出すわけで、その点に対し、市では、全てが必ずとまでいかないかもしれないが、その方向で考えていただけるということが現場には、大変ありがたいことだと思います。

介助員の設置については、この形ですすめていただければと思います。

私から、この場で一つ確認をしたいことがあります。各学校に、こういう支援が必要な子どもが入学しますよという情報は、どこが責任を持ってその学校に伝えるということに、なっているのでしょうか。

例えば小学校から中学校に上がってくるから、小学校の校長が責任もってその子が進学する中学校の校長に伝えるっていうことなのか。園から小学校に入るときは、園の園長先生から、その子が入学する小学校に伝えるのか。いや、それは全部、市教委がとりあえずまとめて、それぞれの小中学校に伝えるのかっていう、そこをきちっとはっきりさせていただくといいのかということ自分を感じる。ステージが変わる際の、情報の共有を、どういう形できちんと行っていくかということを確認しておくといいと思います。

事務局：

園から小学校へは、毎年の園訪問で各学校の先生と市教委が園に訪問し、そのお子さん状況確認をし、繋げています。

どの学校に入学するかは、本人と保護者の考えによるため、最終は、保護者からの意思表示となります。保護者の方が迷われている段階だと、必ず行きますということがお伝えしきれないのが現状です。

迷われている保護者の方には、学校の先生方につないで、園とともに、相談に入らせていただいて保護者に寄り添っていただくようお願いしており、併せて、市でも就学相談を行い、共有、連絡を取って対応しています。

この子がここに行きますよという最終的なものは、保護者の方がここに行きますと決めて学校や関係者に伝えた段階で、それを知りえたところが、情報共有をしています。

11月の教育支援委員会で、就学先の協議はします。その協議した結果については、各学校にお伝えします。ただこれはあくまでも協議の結果をお伝えするだけであって、それが正式な進学先の決定にはなりません。あくまでも教育支援委員会としての方向性ということ、学校にお伝えをし、その上で学校が再度、迷われている方については協議をしていただいて、最終、保護者の方に決定していただくという流れでやっています。

園から小学校になりますが、小学校から中学校の繋ぎも同様に、保護者に寄り添って相談に乗って、保護者に決定していただく流れです。

副会長：

分かりました。心配されるのは、その親御さんの決定がいつの判断で出されるかということです。直前で決定し、介助が必要なお子さんの場合、本当に間に合うかどうかというのが、すごく心配です。ただ、親御さんに早く決めてくださいということも難しいので、そういった状況も含め、できるだけ柔軟に対応していただけたらと思います。

介助が必要な子供が、困らないことが一番大事だと思うので、そこら辺をぜひ念頭に置いた決定の仕方みたいなことを考えていけるといいのかなというふうに感じました。

事務局：

学校として必要と判断した際は、まずは相談をしていただきたいと思います。

というのは、学校には、特別支援学級の先生方や特別教育支援員という、介助員とは別で、学校で様々なお子様の支援をしていただく立場の方も入っています。

その上で、学校として、排泄とかで支援が要るのでといったお子さんがいる

場合は、その子に介助員を申請してもらいます。

この点について、各学校長へ、教育支援委員会の協議先の結果をお知らせした後、いつまでに介助の申請が必要ですよという点について、具体的にお知らせしたいと思います。

会長：

ご協議いただいた、設置までの流れについて、改正案について異議なしということでもよろしいでしょうか。

(全員、異議なし)

それでは異議なしということで、よろしくお願ひいたします。

では、これまでの報告及び協議事項全体を通して、副会長お願ひします。

副会長：

先ほど事務局の方からお話がありましたように、本当に学校には様々な支援が必要な児童生徒が増えています。

今回の協議をして、やはり大事なのは、その子達が、少しでも安心感を持って学校生活を送ることができるように、学校としてももちろん最大限の努力をして参りたいと思いますし、行政も含め犬山市としてサポートをしていく必要があると改めて思いました。

ぜひそういう点で、情報の共有もそうだと思いますし、我々職員も不安な中で情報共有だとか、円滑な手続きのようなものの明確化によって、少しでも解消していくのであれば、最終的に子達と接する教職員、保育園の先生も含めて、皆の意向を取って、働きやすい環境になっていくと思うので、ぜひそんな点でこういう場で、共通認識、共通化を図りながら、行政のほうのお骨折りをいただくことになると思いますので、引き続きお願ひしたいと改めて感じました。

会長：

それでは最後に岩田委員、よろしくお願ひいたします。

岩田委員：

勝村先生の話や、他の委員の方のお話を聞いて思ったことですが、就学の決定の時期が遅れてしまうと、学校長からの介助員配置申請書の申請が遅れてしまう状況があると思います。もっと言うと、実際、学校現場としては、介助員がつくということ的前提に受け入れを考えると、つかない場合の対応だとか、あらゆる情報を考えながら、親御さんとご本人の就学を受けとめて、対応していくということになりますので、本来であれば、同時進行で就学先の決定と介助員もしくは支援員を配置することが望ましいと思います。

さらには、よりよい就学先を、特別支援学校なのか、特別支援学級なのかということについて、検討していくことが必要だと思います。

そういった点から、介助員の設置は、様々な問題が絡んでいると話を聞きながら感じておりました。

あらかじめ親御さんにも、その旨を説明した方が就学先について検討していただくということも可能なのではないかと思います。特に、人員の課題があることを知らないで就学先を決定される親御さんもいますので、話しづらい課題だとは思いますが、情報提供しながら就学先の協議を進めていただけたらと思います。

会長：

ありがとうございました。

短い時間ではありましたが貴重なご意見、どうもありがとうございました。

本日、出していただいたご意見を基に、さらに一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実に向けて、それぞれの立場において対応していけたらと思います。そして今後も関係機関がよりよく連携していけたらと思っております。

それでは事務局のほうに進行をお返しします。

事務局：

本日は本当に貴重なお時間をいただき、ご協議いただきありがとうございました。令和3年度につきまして、介助員の設置について、流れについて、教育審議会の協議を加えるということがありましたので、本当にありがとうございました。

令和2年度には介助員の時間数を増やし、今年度は協議方法を検討し、2カ年にわたり、介助員についてのご協議をいただきありがとうございます。

本日、承認いただきましたので、新しい仕組みで進めていきますが、改正の必要な点が生じてくると思います。その際には、またご協議をお願いいたします。

平成27年に犬山市では介助員の設置を開始し、年々増加している状況や、委員の皆様からのご意見、学校の現状から特別な支援が必要なお子さんが増えているということを実感しております。令和4年度につきましては、現場の先生方が介助員の方と一緒に、児童生徒に対する支援、どのようなことができるのかとか、そういった現場の声を聞き、よりよい支援ができる方法等について、協議を進めていきたいと考えています。

これをもちまして、令和3年度第2回犬山市特別教育支援連絡協議会を終わります。長時間にわたりご協議いただきありがとうございました。